

要保管

(別紙②)

兵庫県が実施する病原体検査で陽性判定となった場合の対応について

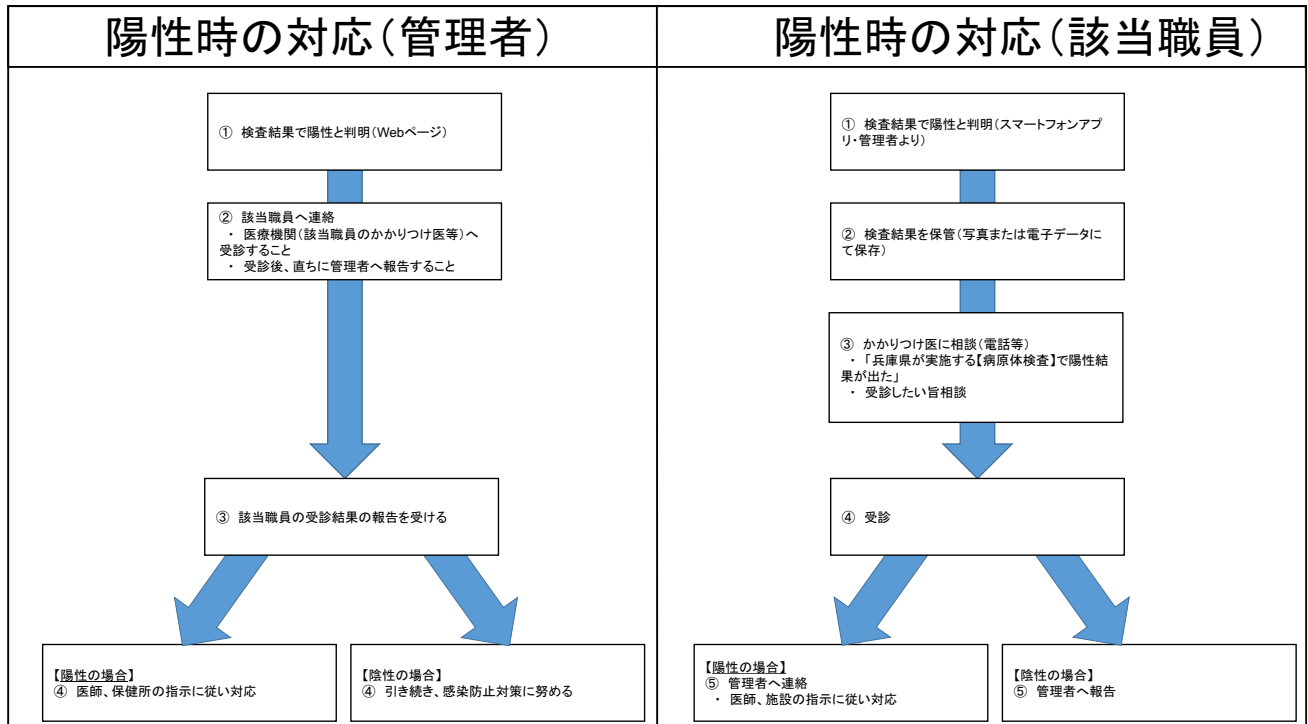
第1 管理者への依頼事項

- ① Web ページで職員の検査結果（陽性）が判明
- ② 下記2点を該当職員へ連絡
 - ・ 医療機関（該当職員のかかりつけ医等）を受診すること
 - ・ 受診後、直ちに管理者へ報告すること
- ③ 該当職員の医療機関での受診結果の報告を受ける
- ④ **【陽性の場合】** 医師、保健所の指示に従い対応
(陰性の場合) 引き続き、感染防止対策に努めてください。

第2 該当職員への依頼事項

- ① 所有スマートフォンアプリ・管理者からの連絡等で検査結果（陽性）が判明
- ② 検査結果の保管（写真または電子データにて保存）
- ③ 下記2点を医療機関に相談（電話等）
 - ・ 「兵庫県が実施する**【病原体検査】**で陽性結果が出た」
 - ・ 受診したい旨相談
- ④ 受診
- ⑤ **【陽性の場合】** 管理者へ連絡し、医師、保健所の指示に従い対応
(陰性の場合) 管理者へ報告

第3 管理者及び該当職員のための主な対応フロー図



注1 陽性者発生時及び、医療機関での診断結果について高齢政策課への報告は不要

注2 施設・事業所所管の健康福祉事務所(保健所含む)への報告も不要(不安等ある場合は連絡・相談すること)